

1. 韓国の FTA 現状

既に発効している韓国と諸外国の FTA

チリ：2004. 4. 1. 発効

シンガポール：2006. 3. 2. 発効

EFTA：2006. 9. 1. 発効

ASEAN：2007. 6. 1. 商品発効/2009. 5. 1. サービス発効/ 2009. 9. 1. 投資発効

インド：2010. 1. 1. 発効

ペルー：2011. 3. 21. 署名

米国： 2007. 6. 30 署名

2011. 2. 10 追加協商結果の合議文書に署名

2011. 10. 21 米国オバマ大統領、韓米 FTA 履行法案に署名

2011. 11. 22 韓米 FTA 批准同意案、韓国国会通過

2012. 3. 15. 発効

EU： 2010. 10. 6. 署名

2011. 2. 17 韓 EU FTA 案、欧州議会本会議通過

2011. 5. 4 韓 EU FTA 批准同意案、韓国国会通過

2011. 7. 1. 暫定発効

→韓国の近時の著作権法改正に特に影響するものとして、韓米間および韓 EU 間の FTA を挙げられる。

2. 韓米および韓 EU FTA の主な合意内容

(1) 韓米 FTA の主な合意内容¹

■一時的複製に対して著作権者に複製権を認定（第 18. 4 条 1 項）

■著作権の保護期間を 50 年から 70 年に延長（第 18. 4 条 4 項）

ただし、協定文発効後 2 年間の猶予期間あり（第 18. 11 条経過規定）

¹ 拙稿「韓国・米国間自由貿易条項における知的財産権条項」A. I. P. P. I.（月報）第 52 巻第 9 号（2007 年 9 月）17-24 頁

■技術的保護措置の規制強化（第 18.4 条 7 項）**■権利管理情報に対する下記の行為を禁止（第 18.4 条 8 項）**

- ①故意に権利管理情報を除去・変更する行為
- ②権利管理情報が除去・変更された事実を知りながら、その権利管理情報を頒布するか、頒布のために輸入する行為
- ③権利管理情報が除去・変更された事実を知りながら、著作物などを頒布・公演・放送または伝送するか、頒布の目的で輸入する行為

：ただし、①・③は交渉当時の著作権法第 124 条 3 項に既に規定

■法定損害賠償制度の導入（第 18.10 条 5—6 項）**■情報提供命令（第 18.10 条 10 項）**

侵害に関する全ての情報（第三者に関する情報を含む）を侵害者に提出させるように命令できる権限を裁判所に付与

■著作権侵害物品の税関申告制度の導入（第 18.10 条 19 項～25 項）**■商業的規模の著作権侵害の非親告罪化（第 18.10 条 27 項）**

：これに対しては、既に 2006 年 12 月に著作権が改正され、非親告罪導入（第 140 条）

■偽造ラベルの流通禁止（第 18.10 条 28 項）

：現行韓国法上、偽造（商標）ラベルの流通は商標権侵害に該当し、刑事処罰が可能であるが、著作権商品に付されたラベルの流通は、不正競争に当たらない限り処罰できない。

■映画館での盗撮禁止（第 18.10 条 29 項）**■オンラインサービス提供者の免責（第 18.10 条 30 項）****（2）韓 EU FTA の主な合意内容²**

■著作権保護期間を 50 年から 70 年に延長、履行は協定発効後 2 年間猶予（第 10.6 条、第 10.14 条）

■放送事業者に「テレビ放送を上映する対価として入場料をとる行為」を許諾または禁止できる権利を付与（第 10.9 条 5 項）

■権利者推定規定を放送事業者にも拡大適用（第 10.53 条）

■協定発効後 2 年以内に韓国における「再販売権（追及権）」導入の適切性および実行可能性に関する協議を開始することに合意（第 10.10 条）

² 著作権分野の争点に関して、拙稿「韓国・EU 間 FTA 交渉における知的財産権」早稲田大学「季刊企業と法創造」通巻 17 号（2009 年 3 月）181-186 頁

■ 著作物に対する技術的保護措置を迂回する行為およびその手段等を提供する行為の禁止（第 10. 12 条）

■ 権利管理情報の除去・変更等の行為禁止（第 10. 13 条）

■ オンラインサービス提供者を 3 つの類型に区分し、異なる免責規定を適用（第 10. 63 条、第 10. 64 条、第 0. 65 条）

■ オンラインサービス提供者に、一定情報を捜査機関に提供する義務を導入できると規定（第 10. 66 条 2 項）

□ 文化協力議定書を FTA の一部として採択：一定基準を充足した視聴覚共同製作物は、韓国および EU 会員国内で、自国の作品として認定され、各政府の政策的支援（財政支援など・クォーター制限は例外）を同一に受けられる。

3. FTA 合意内容と関連する著作権法改正

（1）2011. 6. 30 改正法（法律第 10807 号、2011. 6. 30 一部改正、7. 1 施行）

改正理由

「大韓民国と欧州連合およびその会員国の間の自由貿易協定(以下韓 EU FTA という)」を履行するためのものであり、韓国・EU 間 FTA が発効する日から施行する(ただし、保護期間延長を含む 39 条から 42 条までは FTA 発効後 2 年が過ぎた日から施行する)。

主な改正内容

◇ 著作権の保護期間を現行の著作者の死後、公表後 50 年から 70 年に延長(39 条から 42 条、附則 1 条)、ただし保護期間延長規定は韓 EU FTA 発効後 2 年が過ぎた日(2013. 7. 1.) から施行

◇ 著作隣接権者の権利推定規定の新設

第 64 条の 2（実演家等の推定）

「本法により保護される実演・レコード・放送と関連して、実演家、レコード制作者または放送事業者としての実名または広く知られた異名が一般的方法で表示された者は、実演家、レコード制作者または放送事業者として、その実演・レコード・放送に対して各々実演家の権利、レコード制作者の権利または放送事業者の権利を有するものと推定する。」

◇ 公衆のアクセスの可能な場所での放送の視聴と関連して入場料を取る場合の放送事業者の公演権を認める(85 条の 2 新設)。

◇オンラインサービス提供者を単純導管・キャッシング、ホスティング・情報検索の4つの類型に分け、各類型別の免責要件を明確にし(102条1項)、それに伴う責任制限に関連してオンラインサービス提供者は自身のサービス内で侵害行為があるか否かをモニタリングしたり、その侵害行為に対して積極的に調査する義務がないことを確認(102条3項)

◇没収対象の拡大(103条)：従来お刑事制裁としての没収を認めていたが、その対象は複製物に限定。今回の改正により、違法複製物だけでなく、「その複製物の製作に主に使用された道具や材料」も対象に含まれる。

◇技術的保護措置の保護強化および免責要件の規定(第2条28号、104条の2新設)：コピーコントロールのみならず、アクセスコントロール技術も保護。技術的保護措置の無力化のための装置・部品などの製造・販売・提供を禁止。ただし、暗号技術の研究・未成年者に有害なオンライン著作物の防止・国家の法執行・プログラムコードの逆分析・コンピュータおよび情報通信網の保安性検査などの例外を規定(104条の2新設)。本規定の違反に対しては、民事救済および刑事制裁。民事救済に関しては104条の8(旧104条の4)により、侵害停止・予防請求権と損害賠償請求権を認める。

(2) 2011. 12. 2 改正法(法律第11110号、2011. 12. 2 一部改正、2013. 8. 1 施行)

改正理由

大韓民国と米合衆国との間の自由貿易協定および大韓民国と米合衆国との間の自由貿易協定に関する書簡交換(以下韓米FTAという)を履行するためのものである。本改正案は、「大韓民国と欧州連合およびその会員国との間の自由貿易協定」の履行のための「著作権法一部改正法律案(法律第10807号)」を通じて、著作権保護機関の延長など両協定の共通事項が既に反映されたため、その部分を除外した「一時的貯蔵の複製確認、著作隣接権保護機関の延長、公正利用制度の導入」など必要な関連規定を現行著作権法体系に合うように改正することで、著作権者の権利保護と著作物の公正な利用を図る一方、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完するものである。

主な改正内容

◇一時的複製の保護の明確化(第2条22号)、著作物の利用過程における一時的複製を認めるが、著作権を侵害する場合は除外(第35条の2)

◇著作物の公正利用規定の導入(第35条の3)

(1) 著作物の通常の利用方法と衝突せず、著作者の正当な利益を不当に害しない場合には、

報道、批評、教育、研究等のために著作物を利用できる。

（2）著作物利用行為が第1項による利用行為であるか否かは次の各号を考慮しなければならない。

1. 営利または非営利など利用の目的および性格
2. 著作物の種類および用途
3. 著作物の中の利用された部分が著作物全体で占める比重と重その要性
4. 著作物の利用が著作物の現在または潜在的な市場や価値に及ぼす影響

◇排他的利用権制度の導入（第57条から63条の2）

著作物全般に対して「排他的発行権」という名の準物権を創設。：従来は一般著作物に対しては出版権が、コンピュータープログラムに関しては排他的発行権が存在したが、対象が限られていた。

◇著作権保護期間の延長

著作財産権の保護期間延長は韓 EU FTA と同様（2011. 6. 30. 改正法で対応済み、韓 EU FTA 発効後2年後である2013. 7. 1 施行）

◇著作隣接権保護期間を50年から70年に延長（64条、第86条、附則1条）：ただし韓米 FTA 発効後2年後に施行（←すでに発効したチリとのFTAにより発効時期が早まり、2013. 8. 1. から発効）、放送はそのまま50年

◇OSPの免責規定の改正（第102条1項）：追加的に反復的侵害者対応および標準的技術措置の受容などを追加

◇侵害者情報の提供請求（第103条の3）

◇権利管理情報の保護範囲の拡大（104条の3）：電子的ものの他、非電子的ものも含め、虚偽の権利管理情報の配布行為も禁止

◇暗号化された放送信号の保護（第104条の4）

◇偽造および不法ラベルの流通禁止（第104条の5）

◇映像著作物の録画等の禁止（映画館盗撮禁止）（第104条の6）

◇法定損害賠償制度の導入（第125条の2）：侵害された各々の著作物ごとに1千万ウォン（営利目的で故意に権利を侵害した場合は5千万ウォン）以下の範囲で相当な金額の賠償。ただし法定損害賠償を選択的に請求できるのは事実審弁論終結時まで（同1項）。また、法定損害賠償請求は、侵害行為の前に著作物を登録した場合にのみ可能（同3項）

◇証拠収集のための情報提供（129条の2）

◇訴訟当事者に対する秘密維持命令（129条の3から129条の5）

◇非親告罪の対象拡大（140条）「営利&常習」から「営利 or 常習」に拡大